

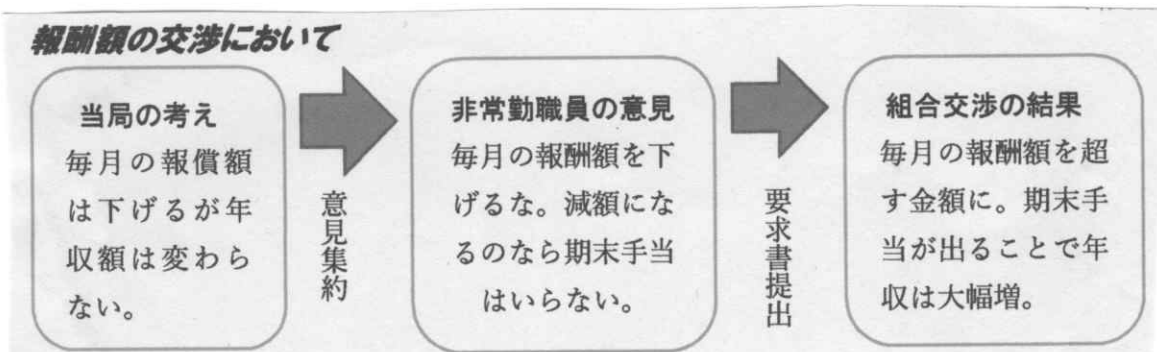
千代田区職労は あなたの仕事と暮らしの 向上のため活動しています

会計年度職員のみなさん。大変な状況の中ですが千代田区役所への入職、おめでとうございます。私たちは70数年の歴史を持つ、区役所の職員でつくる労働組合です。みなさんの入職をお祝いするとともに、私たちの労働組合へのご参加を呼びかけます。

私たちは千代田区で働く職員の権利や労働条件を守るため、組合員の要求を集め、区当局や23区長会と交渉を行ってきました。会計年度職員制度の確立にあたって、昨年度の非常勤職員のみなさんの要望を聞きながら、区当局と交渉を重ねてきました。

ボーナスの獲得で50万円以上の年収増をゲット

会計年度任用職員制度の導入にあたって、報酬水準は各区で定めることとされました。区当局は期末手当が出るようになることから毎月の報酬額を非常勤職員当時よりも2～3万円少なくしようと考えていました。区職労が非常勤職員の皆さんと要求書をまとめるにあたって意見交換を行った際、「年収ベースで増えるからいいと言われても、毎月の生活が成り立たなくなる。」という意見が強く出され、要求書には「毎月の報酬額を維持しながら期末手当を出すこと」を基本として交渉を積み重ねました。その結果、毎月の報酬額を引き下げることなく期末手当(夏季1.15月、年末1.20月、年度末0.25月、年間2.60月、ただし今年度は夏季0.92月)を支給することとなり50万円を超す年収額の大幅増を勝ち取っています。



有給休暇や夏季休暇でも日数を増やしました

また、年次有給休暇についても当初は労基法の最低限の日数しか提示されませんでした。非常勤職員時に比べ1～2日少なくなるものでした。夏季休暇も正規職員の最高5日に比べると最高で

も3日しかありませんでした。週4日勤務の短時間再任用でも4日ですから、それにも届かないものです。これらについても交渉で日数増を求め、有給休暇では経過措置という形ですが日数増となり、夏季休暇も5日まで増やしました。

コロナ不況での賃金カットを防ぎましょう

報酬額は一定水準のものになりましたが、今後は正規職員の賃金交渉と連動します。組合の交渉で職員の生活を守る賃金水準を求めていかななくてはなりません。

コロナ問題で「自治体職員には10万円の給付金はもらえない」など、公務員への攻撃が行われています。この秋の賃金を決める闘いは大変厳しいことが想像されます。みなさんの加入で声を高めていきましょう。

加入者には3か月分の医療保険をプレゼント

組合員には「区職労ニュース」をはじめとする組合からの情報を職場に届けるほか、組合員向けの共済などの福利厚生を受けることもできます。

新しく加入した方には下記の都区職員共済会のセット共済D型を7月から9月分までの3か月分をプレゼントします。(1580円の4か月分6320円分)

共済制度の内容

① 都区職員共済会のセット共済(プレゼント)

- ・新しく組合に加入された方に6月から9月までの、セット共済D型の掛け金(1580円×3か月分=4740円)をプレゼントします。10月以降は任意で継続できます。
- ・ただし、60歳以上の方には交通災害共済のプレゼントとなります。

・補償内容

病気・ケガによる入院 ※1	4,000円/日
ガンによる入院 ※1	6,000円/日
不慮の事故による入院 ※1	8,000円/日
通院 ※2	2,000円/日
死亡・重度障害(不慮の事故200万円)	100万円
手術見舞金	60,000円
診断書料補助	5,000円/1通(1共済期間2通まで)

② 自治労共済(慶弔共済)

- ・掛け金の月額300円は組合費に含まれています。
- ・結婚祝い金 10000円
- ・弔慰金 本人 50万円、配偶者 20万円、子 5万円、親(実・義理) 1万円
- ・住宅災害(火災・自然災害等) 2万~50万円
- ・重度障害 50万円
- ・退職餞別金(50歳以上でかつ20年以上) 18000円

③ その他の共済

- ・任意で以下の共済に加入することができます。

A、自治労共済

マイカー共済

公務員責任賠償共済 仕事上での区民などからの責任賠償からお守りします

B、都区職員共済会

火災共済 年額1口木造60円、耐火30円(1口10万円の補償)で家と財産を守ります

自動車共済

C、こくみん共済 COOP

住まいる共済(火災・自然災害共済) 火災・自然災害・地震などから家と財産を守ります

様々な医療・生命の共済

その他のサービス事業

・労働金庫

働く者の金融機関「ろうきん」を利用し、お金の面で様々なサービスを受けることができます。

給与天引きで無理なく貯蓄できる「財形貯蓄」

住宅・マイカー・教育ローンが特別金利、給与天引きで利用できます

ろうきんのキャッシュカードは他行のATM手数料が瞬時に返還されます

給与振り込みを労金にご指定いただければ、月3回までの振込手数料が翌月返還されます

様々な手続きが店舗に行かずとも、職場でできます

・住宅生協

リフォーム、新築、ハウスクリーニングなど、住まいに関する様々な相談に対応しています。

・映画、演劇等のチケット斡旋

松竹映画や自主上映作品のチケットを割引価格で斡旋します

東京ドームで行われるプロ野球のチケットを斡旋します

俳優座・青年劇場・前進座などの演劇チケットを割引価格で斡旋します

・料理教室、書道教室などの文化活動

毎月1回、料理教室を開催しています。誰でも会費700円で参加できます。

毎月書道教室を開催します。

組合の組織と運営

組合は年1回大会を行い、執行部と運動方針を決定して活動します。組合員の要求を当局と交渉するほか、安全衛生委員会やハラスメント対策委員会、住宅運営委員会、互助会理事にも組合代表を推薦し、職員の代表として意見を反映しています。また、保健所や保育園、児童館、学校などの職場では分会を作って職場独自の活動を行っています。会計年度任用職員のみなさんは様々な職場で勤務され、情報交換や意見交換、交流する場が必要と考え「会計年度任用職員部会」を作る予定です。

組合費の計算と支払いについて

組合費は毎月の報酬額の1000分の6となります。一時金(ボーナス)からは徴収しません。給与天引きになります。例えば月額報酬額が20万円の場合、組合費は1200円でその内300円が自治労共済分となります。

同封の組合加入申込書にご記入いただきぜひ加入ください。

組合事務所は区役所5階にあります。

事務所の窓口時間は午前10時から午後4時になっています。

電話 3221-0052 区役所内線 3551